

# 契丹漢字音探源

## 『長田夏樹論述集（下）』第33章

（日中合同契丹文字国際シンポジウム発表原稿，1991年5月15日）

この論文は、①はじめに、②契丹漢字音と13世紀の韻書・韻図、③契丹漢字音とその性格、④碑文による書写法の差その他、⑤附表、からなる。

①②③では、11世紀から12世紀の契丹漢字音には『中原音韻』（1324）では説明できない古い特徴を持った部分があり、そのような部分については『中原音韻』以前、またはそれとは異系統の韻書・韻図に拠らなければならないとする。具体的には『四声通解』（朝鮮李朝1517）所載「蒙古韻略」（1269-1292）のパスパ・ハングル資料や『切韻指掌図』（南宋）の体系が有用であるという。

②では契丹文字表記の漢字音の具体例を提示しその特徴を幾つか挙げる。入声については、国と圭、副と父、漆と祭、略と小（前者が入声）がそれぞれ同音もしくは同韻の表記となるという。声母の清濁については、郡と軍、同と統、署と書（前者が全濁、後者が全清と次清）がそれぞれ同音表記となるという。長田氏は『中原音韻』よりも古い特徴も幾つか紹介する。一つは疑母の存在。吾・儀・御・銀・元の諸字は疑母相当の契丹小字（原字）で表記される。『四声通解』や『蒙古韻略』では疑母の存否の状況はやや異なるという。いま一つは等位の反映。公 -ung（東韻一等）、宮 -iw-ung（東韻三等）、中 -ung（東韻三等）とある。『中原音韻』では公と宮と中とは同韻であるが、契丹文字表記の漢字音では公と中が同韻となり宮とは異なる。以上のうち、入声、声母の清濁、等位の問題については沈鍾偉「遼代北方漢語方言的語音特徴」（『中国語文』2006/6）に同様の指摘がある。なお長田氏によると、公（東韻一等）と中（東韻三等）が同韻となるのは、中の声母が知母から莊母に変化した際に介音 i を吸収したためであり『四声通解』（俗音）にも同様の状況がみられるという。

いま一つ性質の異なる指摘がある。公功同統と宗、吾と祖の韻母はそれぞれ異なる契丹小字で表記されるが、清格爾泰・劉鳳翥等『契丹小字研究』（中国社会科学出版社，1985）は同韻と見なしてそれぞれ[un]、[u]とする。これらは『中原音韻』は勿論のこととして伝統的な韻書でも同韻（声調及び東冬韻の別は措く）であるから[un] [u]として問題はないのであるが、長田氏は、前者を公功同統 -ung[un] 吾 -u[u] とし、後者を宗 -yng[un, un] 祖 -y[u, u] とする。後者の宗や祖の韻母が、齒頭精組声母によって狭められたと想定するのである。同様の状況は韻図『切韻指掌図』にも見え、一等に公孤を配し、二等に宗祖を配しているとするが、手元の韻図に拠る限りそのような事実はない。

④では同じ単語でも碑文によって使用する契丹小字（原字）が異なる場合を紹介し、碑文による書写法の差異は原字の用法ないし音価が異なっていたと考えるべきであるとする。

上の二つは、いずれも同音とされる契丹文字の扱いの問題である。異なる文字は異なる音価を持っていた可能性があるという観点から、これまで同音とされていた契丹小字（原字）の音価を見直す作業は必要であろう。

（吉池孝一）